

【認可外保育施設の設置者(設置予定者)向け】

認可外保育施設の設置について
～幼児教育・保育の無償化に関する事務を含む～

川口市子ども部子ども総務課

(令和5年4月作成)

～目次～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章	
認可外保育施設設置としての届出 及び児童福祉法に基づき遵守すべき事項について・・・・・・・・	3
第2章	
幼児教育・保育の無償化に関する事務及び 子ども・子育て支援法に基づき遵守すべき事項について・・・・・・・・	7
第3章	
提出すべき書類について・・・・・・・・	9
関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(別添) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(令和5年1月31日子発0131第6号)【一部抜粋】	

～はじめに～

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごすところです。

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにあります。

したがって、認可外保育施設の開設にあたっては、厚生労働省が示す「認可外保育施設指導監督基準」や「保育所保育指針」の内容を十分理解したうえで、開設していただきますようお願いいたします。

また、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始されました。無償化の対象施設になるためには、子ども・子育て支援法に基づき、特定子ども・子育て支援施設等としての「確認」を受けると共に、法令により定められた運営基準を遵守する必要があります。

第1章 認可外保育施設設置としての届出

及び児童福祉法に基づき遵守すべき事項について

認可外保育施設とは

保育をすることを目的とする施設であって、児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」）に基づく認可を受けていない（または認可を取り消された）施設を総称したものです。

認可外保育施設設置の届出義務

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始日から1か月以内に川口市長への届出が義務づけられています。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、届出対象外の施設となります。

- ①店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となります。）
- ②親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④児童福祉法に基づく一時預かり事業
- ⑤児童福祉法に基づく病児保育事業
- ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のサポーター会員としての乳幼児の預かり
- ⑦半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑧幼稚園型認定こども園の保育機能施設

※届出対象外施設であっても、川口市による指導監督の対象となります。

情報提供

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付等を行わなければなりません。【児童福祉法第59条の2の2～4】

事 項	内 容	項 目
保育サービス内容の掲示 （児童福祉法第59条2の2）	利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示する	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称 ・管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業開始年月日 ・開所している時間 ・提供する保育サービスの内容 ・利用者が保育サービスに対して支払う額 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又は予定数 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。） ・乳幼児に対する保険の種類や保険金額等 ・提携している医療機関名や提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容を含む。）
利用者に対する契約内容等の説明 （児童福祉法第59条2の3）	利用者又は利用予定者に対して保育サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明する	

<p>契約内容の書面 交付 (児童福祉法第 59条2の4)</p>	<p>利用契約が成立したとき は、その利用者に対して 契約内容等を記載した書 面を交付する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・利用者が保育サービスに対して支払う額 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・提供する保育サービスの内容 ・乳幼児に対する保険の種類や保険金額等 ・提携している医療機関名や提携内容 ・苦情等を受け付ける担当職員名及び連絡先
---	---	--

設備・運営等に関する基準

児童の安全確保等の観点から児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設整備等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守することが必要となります。

指導監督の趣旨

川口市は、保育を目的とする施設の運営（保育内容、保育従事者数、施設整備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は、改善を求めるなどの指導監督を行っています。

指導監督の法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む）であっても、児童福祉法に基づき、必要と認められる事項の書面での報告や職員の立入調査に対して協力いただくことになります。

この場合、正当な理由がないのに報告しないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則の適用もあります。【児童福祉法第59条第1項、第62条第7号】

指導監督の内容

上記の根拠に基づき、認可外保育施設指導監督基準に沿って指導を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしています。

また、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合には、その旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命じることができることになっています。また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。【児童福祉法第59条第3項～第5項、第61条の4】

事故発生時の報告について

認可外保育施設の設置者は、認可保育所等と同様に、園の管理下で事故が発生した場合には速やかに市に報告しなければなりません。【児童福祉法施行規則第49条の7の2】

事故発生の防止に努めることが大前提となりますが、万一、事故が発生した場合には、指定の様式により市に報告して下さい。【特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日内閣府等通知）】

第2章 幼児教育・保育の無償化に関する事務

及び子ども・子育て支援法に基づき遵守すべき事項について

【要注意】

第2章は、特定子ども・子育て支援施設等（無償化の対象施設）としての確認を受ける場合に必要となる事務及び遵守すべき事項についてまとめています。

企業主導型保育事業は、確認を受けることができませんので、ご注意ください。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

これにより、保育の必要性があるという市町村からの認定（施設等利用給付認定）を受けた保護者の子どもが、無償化の対象施設等（特定子ども・子育て支援施設等）としての確認を受けた認可外保育施設を利用した場合、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況、他の無償化対象事業の利用状況に応じて、市から施設等利用費の給付を行います。

○ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童

→月額3.7万円までの利用料を上限に給付を行います。

○ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童（住民税非課税世帯の子どもに限る）

→月額4.2万円までの利用料を上限に給付を行います。

※ この上限額は、その月に利用した他の無償化の対象施設等の利用料について給付される額を含めた上限額となります。

※ なお、認定申請、施設等利用費の請求手続きは、保護者が行う必要があります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認申請について

認可外保育施設は、以下の条件を満たした場合に限り、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受け、無償化の対象施設になることができます。

① 認可外保育施設設置届（様式第1号）を提出すること

② 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第1号の1）を提出すること

③ 認可外保育施設指導監督基準を満たすこと

※無償化の開始後5年間は、経過措置として、認可外保育施設指導監督基準を満たさない場合であっても無償化の対象施設になることができます。

ただし、経過措置終了後に指導監督基準を満たしていないことが判明した場合は、確認が取り消しとなりますので、現在、基準を満たしていない施設等については、経過措置期間内に基準を満たすよう努めてください。

無償化の対象範囲

無償化の対象となる利用料は、保育料に限られます。

給食費、入会金、行事費、文房具・教材費、その他保育料以外で保護者から徴収している費用は無償化の対象にはなりません。

特定子ども・子育て支援施設等として遵守すべき事項

特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた場合、国が定める基準を遵守する必要があります。【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」）第2章】

主な内容は以下のとおりとなります。

- ・保育サービスを提供した日、時間帯及びその内容の記録【運営基準第54条】
- ・特定費用（無償化の対象となる保育料以外の費用）を保護者から徴収する際に、あらかじめ書面で金額及びその使い道について保護者に書面で説明し、同意を得ること【運営基準第55条】
- ・領収書及び保育料と特定費用の内訳が記載された提供証明書を保護者に対して交付すること【運営基準第56条】
※保護者が市に対して施設等利用費を請求する際に必要となります。
- ・差別的な取り扱いを行わないこと【運営基準第59条】
- ・個人情報の保護に関すること【運営基準第60条】
- ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること【運営基準第61条第1項】
- ・保育サービスの提供の記録等を完結の日から5年間保存すること【運営基準第61条第2項】

なお、本市では「領収書」と「提供証明書」を兼ねた参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。（他市町村在住の子どもが利用する場合は、別途園が用意した領収書が必要な場合があります。）

また、施設を休止又は廃止することなどを理由に特定子ども・子育て支援施設等としての確認を辞退する場合には、3か月以上の予告期間を設けることとされていますので、早めに市にご連絡ください。【子ども・子育て支援法第58条の6第1項】

第3章 提出すべき書類について

認可外保育施設の設置(廃止・内容変更)や事故報告に関する書類

【要注意】			
特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けている(受けようとする)場合は、別途、書類の提出が必要になります。(詳細は次のページを参照して下さい。)			
様式	届出が必要なとき	届出の時期	添付書類
認可外保育施設設置届【様式第1号】	施設を新しく設置した時、又は、休止していた施設を再開するとき	事実発生日から1か月以内	①別紙 ②有資格者、研修修了者の資格証、修了証等 ③保険会社との契約書類 ④施設の平面図
認可外保育施設事業内容等変更届【様式第3号】	以下(※1)の事項を変更するとき	事実発生日から1か月以内	施設の平面図 ※施設の移転、建物その他の設備の規模及び構造又は定員の変更のとき
認可外保育施設休止・廃止届出書【様式第4号】	施設を休止又は廃止したとき(※2)	事実発生日から1か月以内	届出は事実発生日から1か月以内ですが、休止又は廃止を予定する場合には速やかに連絡してください
教育・保育施設等事故報告様式(※国様式)	施設内で事故(死亡事故・重傷事故等)が発生したとき	事実発生後、速やかに	
長期に滞在している児童について【様式第9号】	施設に24時間かつ週のうち、概ね5日程度以上滞在している児童がいるとき	事実発生後、速やかに	

※1 認可外保育施設事業内容等変更届の提出が必要な変更事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
(単なる設置者の名称、所在地等の変更ではなく、設置主体自体が変更となる場合は、旧設置主体が認可外保育施設廃止届を提出し、新設置主体が新たに認可外保育施設設置届を提出する必要があります。)
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・児童福祉法第59条第5項に規定される事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた場合

※2 事業の再開時期が未定となる場合は、原則として廃止届出書を提出して下さい。

特定子ども・子育て支援施設等の確認(無償化)に関する書類

様式	届出が必要なとき	届出の時期	添付書類
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(※3) 【様式第1号の1】	新たに特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けるとき	事業開始時 (遅くとも事業開始日から1か月以内)	①誓約書 ②定款、寄附行為等及び登記事項証明書等 ③役員名簿 ※①は、設置者(法人)の代表者や役員の変更、管理者・管理者の変更の際に提出 ※②と③は、個人が設置者となる場合には不要 ※認可外保育施設設置届と同時に提出でない場合は、別途、書類の提出が必要となる場合がありますので、市にお問い合わせください。
特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 【様式第2号の1】	以下(※4)の事項を変更するとき	事実発生日から10日以内	①誓約書 ②定款、寄附行為等及び登記事項証明書等 ③役員名簿 ※②と③は、個人が設置者である場合及び内容に変更がない場合には不要
特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届 【様式第3号の1】	施設を休止又は廃止するとき	休止又は廃止予定日の <u>3か月以上前</u>	休止又は廃止を予定する場合には速やかに連絡してください。

※3 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の提出後、「特定子ども・子育て支援施設等確認交付書」を交付します。これは、無償化の対象施設として確認を受けたことを通知する書類となりますので、大切に保管して下さい。

※4 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届の提出が必要な変更事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- ・施設の管理者の氏名、生年月日、住所
- ・役員の氏名、生年月日及び住所

関係法令

【児童福祉法】（抜粋）

（認可外保育施設の届出）

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
 - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 三 建物その他の設備の規模及び構造
 - 四 事業を開始した年月日
 - 五 施設の管理者の氏名及び住所
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- ② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。
- ③ 略

（サービス内容の掲示）

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 二 建物その他の設備の規模及び構造
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

(契約内容等の説明)

第五十九条の二三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めなければならない。

(契約時の書面交付)

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

(報告等)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）に報告しなければならない。

- ② 都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

【児童福祉法施行規則】（抜粋）

（厚生労働省令で定める施設）

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児
- ロ 設置者の四親等内の親族である乳幼児
- ハ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児
- ニ 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 認定こども園法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

（厚生労働省令で定める事項）

第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 開所している時間
- 二 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 四 入所定員
- 五 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- 六 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 七 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律

第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第四十九条の七第十四号において同じ。) を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法(当該設置者のウェブサイトを利用する方法を除く。同号において同じ。) を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号(同号において「送信元識別符号」という。)

十一 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けた否かの別(当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であつた場合の当該命令に限る。当該命令を受けた事がある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。)

第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 事業を開始した年月日
- 三 開所している時間
- 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 五 入所定員
- 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 七 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 緊急時等における対応方法
- 十一 非常災害対策
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別

第四十九条の六 法第五十九条の二の四第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設の管理者の氏名及び住所

- 三 当該利用者に対して提供するサービスの内容
- 四 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 五 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 六 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

(報告)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 十二 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十三 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十四 提供するサービスの内容に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた保護者が当該サービスの利用を目的として電子メールその他の電気通信を利用して当該情報を伝達する設置者と相互に連絡することができるようにする方法を用いようとする設置者にあつては、当該情報を公衆に伝達するための電気通信の送信元を識別するための送信元識別符号
- 十五 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別
- 十六 その他施設の管理及び運営に関する事項

(認可外保育施設の事故防止)

第四十九条の七の二 法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事（川口市内の施設については川口市長）に報

告しなければならない。

② 略

【子ども・子育て支援法】（抜粋）

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

- 一 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども
- 二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上のものに限る。）
- 三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

2～5 略

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

（特定子ども・子育て支援提供者の責務）

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定子ども・子育て支援施設等の基準）

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一～三 略

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五～八 略

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 略

(変更の届出)

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であって、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

【子ども・子育て支援法施行規則】（抜粋）

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等）

第五十三条の二 法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
- 二 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- 六 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七 法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（次条第二項において「誓約書」という。）
- 八 役員の氏名、生年月日及び住所
- 九 その他確認に関し必要と認める事項

（特定子ども・子育て支援提供者の住所等の変更の届出等）

第五十三条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十三条の二第一号（子ども・子育て支援施設等の種類を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の届出であって、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者の役員若しくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行う者に係る管理者若しくは役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

支援施設等の運営に関する基準】（抜粋）

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

第五十七条 略

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。